

訪問看護ステーション オレンジ 真美
指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人ひまわり会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所「訪問看護ステーション オレンジ 真美」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 7 前6項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年奈良県条例第17号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年奈良県条例第18号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 訪問看護ステーション オレンジ 真美

(2) 所在地 奈良県北葛城郡広陵町馬見中2丁目16-37-102

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名(常勤 看護職員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 常勤換算2.5人以上(うち1名 管理者と兼務)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)に基づき、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日を除く。

＜サービス提供日＞ 365日とする。

(2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。

＜サービス提供時間＞ 24時間とする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等による24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの提供方法)

第6条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスの提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護(介護予防訪問看護)計画書を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、当該計画書に基づき指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスを実施する。

(2) 利用者又はその家族から当該事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治医に訪問看護指示書の交付を求める。また、利用者に主治医がいない場合は、当該事業者から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会などの関係機関と調整し対応する。

(3) 訪問看護(介護予防訪問看護)報告書を作成し、主治医に提供するとともに適宜訪問看護指示書の交付を受ける。

(サービスの内容)

第7条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 病状や障害の観察、健康相談(血圧、熱、呼吸、脈拍などの測定、心身の状態の観察、食事指導、環境整備など)

(2) 日常生活の看護(清拭、洗髪、爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)

(3) 医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、留置カテーテル等の管理、点滴及び服薬管理など)指定訪問看護の提供にあたり、服薬状況(残薬状況含む)の把握に努め、主治医へ情

報提供を行うとともに、必要に応じ利用者の同意を得て保険薬局とも連携するものとする。

- (4) ターミナルケア（精神的・肉体的苦痛の緩和、家族の精神的支援など）
- (5) リハビリテーション（関節可動域運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション、言語リハビリテーション、食事・排泄・移乗・歩行などの生活リハビリテーションなど）
- (6) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言など）
- (7) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (8) その他（家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改修の相談など）

（利用料その他費用の額）

第8条 利用料その他費用については、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを提供した利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。
- (2) 第9条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車やバイクを使用した場合の交通費は次の額とする。
通常の事業の実施地域を超えた地点から10kmにつき 1,000円
- (3) 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意の旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- (4) 第1項及び第2項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。
- (5) 死後の処置 利用料15,000円

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、北葛城郡広陵町・上牧町・河合町・王寺町、磯城郡田原本町・三宅町・川西町、香芝市、大和高田市、葛城市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡をとり、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時等における対応方法）

第11条 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、市町村及び等に奈良県等に報告するものとする。

- 2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、当社加入の損害賠償保険の範囲内とする。

(苦情処理)

- 第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族から苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所は得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

（従業者の研修等）

第17条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後3か月以内
- （2）継続研修 年1回以上

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業所は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、サービスを終了した日から5年間は保存するものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は医療法人ひまわり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

令和8年6月1日改定